

B 比爪館跡と周辺の文化

五郎沼薬師神社

B③ 薬師神社と少彦名命

五郎沼の薬師神社の祭神は、「少彦名命」^{すくなびこなのみこと}とされている。『日本書紀』（神代上）によれば、少彦名命は「療病」^{きんえん}・「禁厭」（まじない）の法を定めたとされ、古くから医薬・農耕・酒・温泉開発の守護神として広く祀られた。

薬師如来の信仰は古く、推古天皇 15 年（607）に推古天皇と聖徳太子が用明天皇の病氣平癒の遺願を継いで薬師如来像を造像し、天武天皇 9 年（680）には天武天皇が皇后（後の持統天皇）の病氣平癒のために薬師寺の建立を発願したことはよく知られている。

仏教の薬師信仰が進行する過程で、少彦名命は医薬の仏として信仰を集めた薬師如来と習合したとされている。五郎沼薬師神社は、江戸時代に薬師如来像を本地仏とし、何らかの神霊を勧請して、何らかの神号（権現・明神）を称し、大莊厳寺が別当職を務めていたと推測される。

現在では多くの神社が『古事記』や『日本書紀』などの古典に登場する神々を祭神^{さいじん}にしている。草創期の神社では、鎮座する地名や神社名に「神」を付けただけの名前で呼ばれ、祭神名が明らかにされていなかったと考えられており、延長 5 年（927）にまとめられた『延喜式神名帳』^{えんぎしきじんみょうちょう}からも明らかである。

紫波町の神社で、江戸時代に古典神を祭神としているのは、志和稻荷神社と志和古稻荷神社の二社が知られるだけである。宝暦 13 年（1763）に作成された盛岡藩の社堂記録である『御領分社堂』によれば、両神社ともその神号を「倉稻魂命」^{うかのみたまのみこと}（『古事記』では「宇迦之御魂神」^{うかのみたまのかみ}）とする。

紫波町の神社で、祭神に古典の神を用いるようになるのは明治期以降といわれる。江戸時代に作成された『御領分社堂』では、それまで由緒を不詳としていた社堂が、明治期に至って突如、征夷大將軍・鎮守は、將軍・陸奥守などが勧請した社堂、あるいは新たに古典の神を祭神とする社堂として由緒が書き改められた例が多い。また、創建時期を古代まで遡らせた例もある。

内務省は明治 11 年（1878）に、「社寺取扱概則」によって、社寺の創建や再興・移転・廃合・改称などの出願・届出について指示を与えた。さらに翌 12 年（1879）には「神社寺院及境外遙拝所等明細書式」を府県に達した。これによって神社明細帳・寺院明細帳が作成されることとなった。その際、「縁由等不詳ト雖モ古老ノ口碑等二存スルモノハ其旨ヲ登記スヘシ」という措置がとられたことから、多くの神社がその祭神に古典の神を据える

こととなった。その由緒も明治期以降に新たに書き上げられたものが少なくない。由緒を古記録等から正確に伝えている社寺は極めて少ないといわざるを得ない。

明治新政府は、神道の国教化政策を行うため、神祇官^{じんぎかん}を再興して神社から仏教的な要素を排除し、祭政一致の制度を実現しようとした。これが「神仏分離」(神仏判然)といわれる一連の政策であり、これに関連する太政官布告、神祇官事務局達、太政官達など 13 法令の総称を神仏分離(判然)令という。

慶応 4 年(1868) 3 月 17 日、僧形^{そうぎょう}の別当・社僧^{げんぞく}に還俗を命じた。同月 28 日、太政官は神仏分離令(神仏判然令)を発して、神名に仏教的な用語を用いている神社の書上げ、仏像を神体としている神社は仏像を取り払うことを全国に布告した。

明治 4 年(1871) 5 月 14 日、明治新政府は太政官布告を發布し、神社は国家による管理を受けることになった。その際、社格制度も新たに整備された。

神社の格は、「官社以下定額・神官職制等規則」によって、全国の神社を国家が管理する「官社」と氏子または崇敬者によって維持される「諸社」に大別された。さらに後者を府藩県崇敬の「府社」・「藩社」(明治 4 年 7 月の廃藩置県で県社となる)・「県社」・「郷社」に分けられ、郷社は「郷邑産土神^{ごうゆう}」と性格づけられた。郷社の附属下に村落の氏神を置き、これを「村社」としたが、村社に至らなかった雑社・小社は無格社と呼ばれた。

無格社は、法的に認められた神社の中で、村社に至らない神社であり、正式な社格ではなく、社格を有する神社と区別するための呼称だった。これは独立の神社として政府が公認した点では他と異ならず、無格社という社格の一種というべきものである。

無格社の神社であっても氏子を有していることも多く、神饌幣帛料の供進を受けることがなかった点や境内地が地租または地方税免除の対象とされなかった点などが異なった。

明治 4 年(1871) 7 月の「郷社取調定則」によれば、「郷社」は戸籍区ごとに一社を置く定めであり、複数存在する場合は首位にあるものを充てることになっていた。明治 4 年(1871) 10 月、五郎沼薬師神社は、氏子区域を南日詰・北日詰とし、175 戸の氏子戸数をもつ村社となった。